

○有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前																																																								
（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>家 き ん</td><td>鶏、うずら、だちょう、<u>七面鳥</u>、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 別表3 平均採食量 <table><tr><th>家畜又は家きんの種類</th><th>家畜又は家きんの種別</th><th>1日当たり平均採食量</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>七 面 鳥</u></td><td><u>8 週 齢 未 満</u> <u>8 週 齢 以 上</u></td><td><u>106 g</u> <u>318 g</u></td></tr></table> （注） （略） 別表5 畜舎又は家きん舎の最低面積 <table><tr><th>家畜又は家きんの種類</th><th>家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>肉を生産することを目的として飼養する<u>七面鳥以外の家きん</u>（28日齢以降のものに限る。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>卵を生産することを目的として飼養する<u>七面鳥以外の家きん</u>（28日齢以降のものに限る。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>七面鳥（8週齢以降のものに限る。）</u></td><td><u>0.3㎡</u></td></tr></table> （注） （略）			用 語	定 義	（略）	（略）	家 き ん	鶏、うずら、だちょう、 <u>七面鳥</u> 、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	（略）	（略）	家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量	（略）	（略）	（略）	<u>七 面 鳥</u>	<u>8 週 齢 未 満</u> <u>8 週 齢 以 上</u>	<u>106 g</u> <u>318 g</u>	家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積	（略）	（略）	肉を生産することを目的として飼養する <u>七面鳥以外の家きん</u> （28日齢以降のものに限る。）	（略）	卵を生産することを目的として飼養する <u>七面鳥以外の家きん</u> （28日齢以降のものに限る。）	（略）	<u>七面鳥（8週齢以降のものに限る。）</u>	<u>0.3㎡</u>	（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>家 き ん</td><td>鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 別表3 平均採食量 <table><tr><th>家畜又は家きんの種類</th><th>家畜又は家きんの種別</th><th>1日当たり平均採食量</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table> （注） （略） 別表5 畜舎又は家きん舎の最低面積 <table><tr><th>家畜又は家きんの種類</th><th>家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table> （注） （略）			用 語	定 義	（略）	（略）	家 き ん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	（略）	（略）	家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）	家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積	（略）	（略）	肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	（略）	卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	（略）	（新設）	（新設）
用 語	定 義																																																										
（略）	（略）																																																										
家 き ん	鶏、うずら、だちょう、 <u>七面鳥</u> 、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																																																										
（略）	（略）																																																										
家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量																																																									
（略）	（略）	（略）																																																									
<u>七 面 鳥</u>	<u>8 週 齢 未 満</u> <u>8 週 齢 以 上</u>	<u>106 g</u> <u>318 g</u>																																																									
家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積																																																										
（略）	（略）																																																										
肉を生産することを目的として飼養する <u>七面鳥以外の家きん</u> （28日齢以降のものに限る。）	（略）																																																										
卵を生産することを目的として飼養する <u>七面鳥以外の家きん</u> （28日齢以降のものに限る。）	（略）																																																										
<u>七面鳥（8週齢以降のものに限る。）</u>	<u>0.3㎡</u>																																																										
用 語	定 義																																																										
（略）	（略）																																																										
家 き ん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																																																										
（略）	（略）																																																										
家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量																																																									
（略）	（略）	（略）																																																									
（新設）	（新設）	（新設）																																																									
家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積																																																										
（略）	（略）																																																										
肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	（略）																																																										
卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	（略）																																																										
（新設）	（新設）																																																										

別表 6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜 1 頭又は家きん 1 羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう及び七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
卵を生産することを目的として飼養するだちょう及び七面鳥以外の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
(略)	(略)
七面鳥（8週齢以降のものに限る。）	0.3m ²

(注) (略)

別表 6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜 1 頭又は家きん 1 羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう以外 の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
卵を生産することを目的として飼養するだちょう以外 の家きん（28日齢以降のものに限る。）	(略)
(略)	(略)
(新設)	(新設)

(注) (略)